

横手市大屋寺内字漆原百五番地 藤原久幸ほか20名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ガバ沢沼地区ため池等整備事業（一般型））変更計画書写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月3日から同月28日まで（日曜日、土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
横手市役所平鹿地域振興局庁舎